

情報

## 国民健康保険被保険者証、 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送ります

国民健康保険加入者に、8月1日～令和4年7月31日まで有効な被保険者証を、7月末までに送ります。

▶被保険者証は個人ごとに封筒に入れて世帯主宛てに送ります。

▶学生や施設などに入所し、住民票を市外に移している人の被保険者証も世帯主宛てに送ります。

▶70～74歳の人には、「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

※被保険者証の有効期限が一部異なる人もいます。有効期限が切れる前に、新しい被保険者証兼高齢受給者証を送ります。

### ■資格喪失手続きなどについて

社会保険などに加入した場合は、国保資格喪失の届け出が必要となります。

持ち物 ①社会保険の被保険者証②国民健康保険の被保険者証③マイナンバーの分かるもの

※それぞれ該当者全員分が必要

提出先 保険年金課窓口

※40～64歳で、介護保険適用除外施設に入退所する人は手続きが必要です

### ■一部負担金の減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた、失業により収入が著しく減少したなど、医療費（一部負担金）の支払いが困難で、一定の基準を満たした場合、減免などが受けられます。

☎保険年金課 ☎ 983・2604



▲色が「クリーム色→ふじ色」に変更されます

情報

## 7月15日(休)発送 令和3年度国民健康保険税納税通知書

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。令和3年度からの主な変更点は以下のとおりです。

### ■国民健康保険税の軽減判定所得

軽減率	改正前(令和2年度)	改正後(令和3年度)
7割	33万円以下	43万円以下
5割	33万円+28.5万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(28.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)以下
2割	33万円+52万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(52万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円を超える人)または公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、または125万円を超える65歳以上の人)を指します。

### ■発送日

7月15日(休)

※発送件数が多いため配達完了までに1週間程度かかる場合があります。

### ■減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。納税通知書をご確認の上、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による減免については5ページをご覧ください。

☎国民健康保険の税額・減免について

課税課 ☎ 983・2626

☎国民健康保険の加入・脱退について

保険年金課 ☎ 983・2604

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期  
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)



### 再開しています 衣類拠点回収

昨年度一時中止していた衣類の拠点回収を再開していますので、ぜひご利用ください。

#### ■拠点回収場所

市役所本館、市役所中央町別館、生涯学習センター、中郷文化プラザ、北上文化プラザ、錦田公民館、坂公民館、エコセンター、市民体育館、保健センター、大場公会堂、広小路駐輪場、見晴台自治会館

※各施設の開館時間中のみ回収可。各施設の休館日や閉館以降の衣類の投棄は絶対に行わないでください。

#### ■出せるもの

シャツ、スーツ、制服、ジャケット、フリース、セーター、ジーンズ、タオル、シーツ、靴下、手袋、下着、着物 など

#### ■出し方

洗濯・乾燥し、透明な袋（半透明も可）に入れる、または紙ひもで縛る。

☎廃棄物対策課 ☎ 971・8993



▲詳しくはこちら



### 誰もが加入する公的年金制度です 国民年金の加入方法

国民年金は、基本的に日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人に加入する義務があります。

■第 1 号被保険者：農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の人など

加入方法▶自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続き

■第 2 号被保険者：会社員や公務員などの厚生年金保険に加入している人

加入方法▶勤務先が手続き

■第 3 号被保険者：第 2 号被保険者に扶養されていて、年収 130 万円未満の 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

加入方法▶第 2 号被保険者の勤務先を経由し手続き

※退職した第 2 号被保険者や、第 2 号被保険者の扶養から外れた第 3 号被保険者は、第 1 号被保険者への変更が必要なため、早めの手続きをお願いします。

☎ 国民年金課 ☎ 983・2606

☎ 日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166



### 介護予防を始めませんか？ シニア向け運動教室

運動機能や口の機能を維持・向上させて、介護や認知症を予防するための方法について学ぶ運動教室を開催します。

※運動に支障がなく、会場まで通うことのできる 65 歳以上の人

※介護保険の認定者、事業対象者登録をしている人は対象外

※▶参加は 1 人 1 教室まで

▶定員を超えた場合、昨年度参加していない人を優先して抽選

▶健康状態に関するアンケートの結果、参加をお断りする場合があります

☎・☎7月15日(休)までに参加したい教室を、地域包括ケア推進課 ☎ 983・2759

#### ■運動教室の詳細

内容	とき	ところ	定員
▶脳機能の向上 脳がイキイキするような教室です。脳の活性化を図る体操やプログラムを行い、脳の機能が低下しやすい部分を鍛えます。	9月7日～11月9日 毎週火曜日午後 ※予備日：11月16日	北上文化プラザ2階 研修室2	10人
▶体・口の機能の向上 表情、体型、ダブルで美しくなる方法を学びます。体や口の機能アップの体操など盛りだくさんの教室です。	9月2日～11月25日 毎週木曜日午後 ※9月23日、10月7日は休会 ※予備日：12月2日	社会福祉会館4階 大会議室	20人